



飯山市
プレスリリース

飯山市役所 総務部 企画財政課 情報政策係
住所：飯山市大字飯山1110-1
Tel：0269-62-3111（内線396 / 394） Fax：0269-62-5990
E-mail：kikaku@city.iiyama.nagano.jp

平成30年2月7日発信

報道関係者 各位

藤沢水路小水力発電所 起工式及び災害時電力供給協定調印式

飯山市、藤沢区及び事業者（一般財団法人自然エネルギー公益利用協議会）が一体となって準備を進めてきました集落内の水路を活用した小水力発電所「藤沢水路小水力発電所」の起工式及び災害時電力供給協定調印式が次のとおり行われます。

なお、発電所の供用開始は、本年8月を予定しています。

- 日時 平成30年2月15日（木）16：00～（起工式） 16：15～（調印式）
- 場所 起工式 発電所設置予定場所（飯山市大字照岡2600-1 エコパーク寒川南側）
調印式 藤沢多目的集会施設（飯山市大字照岡1758）
- 出席者 長野県北信地域振興局長 長野県北信建設事務所長 飯山市長 飯山市議会議長
（順不同） 藤沢区代表区長 一般財団法人自然エネルギー公益利用協議会専務理事 ほか

発電所の特徴

この発電所は、平常時には売電した一部を、災害時には発電した電気の全てを地域に還元いただくことを前提に設置されるものであり、このような形での小水力発電は長野県内初の取組みとなります。

電力活用の見通し

小水力発電は、夜間や荒天時においても給電、蓄電が可能であることから、大規模災害により広範囲の停電が発生した際には、電力供給が可能な藤沢区を拠点に災害対策活動を行うことが可能になります。災害時の電力供給は、今回調印される「災害時電力供給協定」に基づき行われます。

水路で作られた電気は可搬式携帯バッテリー装置（約3時間可動）に充電可能で、市内各地への搬送が可能となり、緊急時のライフラインとしての活用も見込まれます。

事業者について

発電所の設置主体は、一般財団法人自然エネルギー公益利用協議会です。同協議会は、静岡県駿東郡長泉町で農業用水路を利用した小水力発電を行っている実績をお持ちです。

<担当課>

飯山市 総務部 企画財政課
（課長）常田新司 （担当者）小野沢崇
住所：飯山市大字飯山1110-1
電話：0269-62-3111（内線392）
Fax：0269-62-5990
電子メール：kikaku@city.iiyama.nagano.jp